

日 薬 業 発 第 9 号  
令 和 8 年 4 月 2 日

都道府県薬剤師会担当担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副会長 森 昌平

製薬企業による飲食提供に関するルールの改定について（情報提供）

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会（以下、同協議会）より別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第 36 条の規定により、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて事業者団体等が自主的に設定するものです。このうち、医療用医薬品製造販売業者に関しては同協議会により、「医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下、同規約）及び「医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則」（以下、施行規則）が設定されています。

今般の周知依頼は、同規約・施行規則に基づく運用基準が改定され、本年 4 月 1 日より施行されたことに関するもので、主に医療用医薬品製造販売業者による医療機関等に対する飲食提供に関するルールが改定されています。

つきましては、引き続き適切かつ公正な医薬品取引・流通等にご理解・ご協力を賜りたく、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが内容につきご了知の上、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、運用基準は医薬品製造販売業者が最低限遵守すべきルールを定めたものであり、各社で独自のより厳しいルールを設定している場合があることを申し添えます。

<別添>

- ・ 当協議会の定める飲食提供新ルールの広報のお願いについて（令和 8 年 3 月 19 日付。医療用医薬品製造販売業公正取引協議会より本会宛周知依頼文書）

<参考>

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会 HP（規約、施行規則、運用基準等）

[https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/rule\\_general/](https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/rule_general/)

※ ルールの改定内容等について質問がある場合は、下記 QR コードより同協会までお問合せください。

飲食新ルールについてのご質問入力フォーム



令和8年3月19日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

専務理事 杉 山 幸 成

当協議会の定める飲食提供新ルールの広報のお願いについて

平素より当協議会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の社会的要請ならびに業界動向を踏まえ、製薬企業による医療関係者の皆様への飲食提供に関するルールが改定され、来る4月1日より施行される運びとなりました。つきましては、医療関係者の皆様に改定内容をご理解いただく一助として、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。

誠に恐縮ではございますが、貴会会員の皆様へのご周知につきまして、ご協力賜れましたら幸甚に存じます。ご多忙の折とは存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

製薬企業による飲食提供に関するルール改定の概要

ルール改定後の全体像

「自社医薬品の説明会に関するお願い」



## 製薬企業による飲食提供に関するルール改定の概要

| 場面                                                                             | 見直し前のルール                                                                  | 令和8年4月施行ルール                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <b>自社医薬品の説明会</b><br>※主として医療機関内で行われる、一医療機関を対象とした自社製品説明会                         | 3千円を超えない茶菓・弁当等                                                            | ・3千円を超えない弁当等<br>・簡素な飲料                                        |
| <b>自社医薬品の講演会</b><br>※複数医療機関を対象とした自社医薬品に関する講演会                                  | 2万円を超えない懇親行事が立食できない場合<br>通常の立食パーティーの半額程度の飲食等<br><br>役割者との打合せ時、5千円を超えない飲食等 | ・3千円を超えない弁当等<br>・簡素な飲料<br><br>・役割者との打合せ時、3千円を超えない食事<br>・簡素な飲料 |
| <b>社内研修会</b><br>※製薬企業が自社社員を対象に実施する<br>医師等を講師とした研修会                             | 2万円を超えない飲食等                                                               | ・3千円を超えない食事<br>・簡素な飲料                                         |
| <b>医薬情報活動</b><br>※医療機関内で十分な面談ができない場合に、<br>例外的に外部の飲食店等で実施する<br>自社の医薬品に関する情報提供活動 | 5千円を超えない飲食等                                                               | ・3千円を超えない食事<br>・簡素な飲料                                         |

**飲食** : アルコール飲料の提供を含む  
**弁当等** : 菓子類を含む

**食事** : 軽食・弁当等をいいアルコール飲料は含まない  
**簡素な飲料** : 水、お茶、コーヒー、紅茶程度

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会作成



## ルール改定後の全体像

- この見直しでは公務員倫理規程との整合化を意識したものとなっており、2026年4月1日以降提供できるのは、原則3千円以内の食事が立食による懇親行事に限られることになります（ただし、下の②のケースは例外となります）。
- また、4月1日以降アルコール飲料を提供できるのは次の2つのケースに限定されます（いずれも一人当たり2万円以内）。
  - ① 自社医薬品の講演会後や調査研究に係る会合前か後に立食形式で行われる参加者間の懇親行事
  - ② 講演会における講師などの役割者等に対する慰労等を目的とした会食

なお、以上は、製薬業界において公正競争規約上最低限守るべきルールをお示したものであり、各社において独自のより厳しいルールを定めている場合があります。

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会作成

# 「自社医薬品の説明会」に関するお願い

医薬情報担当者等による自社医薬品の説明会では、公正競争規約に基づき、以下の要件を満たす場合にお集まりいただいた医療担当者の皆さまに限り弁当等の提供を可能としています。

- ① 複数の医療担当者を対象に自社医薬品に関する説明を行うこと
- ② 医薬情報担当者等がその場に必ず同席していること
- ③ 弁当等の提供にふさわしい時間帯であること
- ④ 提供する弁当等は、原則、開催場所で食してもらうこと

医療担当者の皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

URL: <https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

令和8年4月作成